

情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）【抜粋】

（会議の公開）

第19条 実施機関の附属機関の会議その他の実施機関が別に定める会議（法令の規定により公開することができないとされている会議を除く。）は、公開するものとする。ただし、次に掲げる場合であって当該会議の構成員の三分の二以上の多数で決定したときは、非公開の会議を開くことができる。

- 一 非開示情報が含まれる事項について調停，審査，審議，調査等を行う会議を開催する場合
- 二 会議を公開することにより，当該会議の公正かつ円滑な運営に支障が生ずると認められる場合